

労働委員会による労使紛争あっせん制度

～ 労使間のトラブル解決をお手伝いをします！～

費用
無料

秘密
厳守

事業の内容

○労働委員会とは

民間企業の労働者と使用者との間の労働問題のトラブルを解決するため、労働組合法に基づいて各県に設けられている専門的な行政機関です。

○設置の目的

労使間のトラブルは、当事者間で話し合いを行い、自主的に解決するのが望ましいのですが、それが困難な場合もあります。そのような場合には、公平な第三者である労働委員会が仲立ち（あっせん）をし、解決のためのお手伝いをします。

○委員会の運営

使用者、労働者及び公益を代表する委員15名によって独立して自主的に運営されています。



使用者委員



公益委員



労働者委員

各5名

- ・使用者委員：使用者団体から推薦された会社役員など
- ・公益委員：弁護士や大学教授など
- ・労働者委員：労働組合から推薦された組合役員など

○「あっせん」の対象

労働組合と使用者とのトラブル

- 例）・賃金（一時金）の交渉が進展せず、行き詰っている
- ・組合員の解雇に関する話合いがうまくいかない

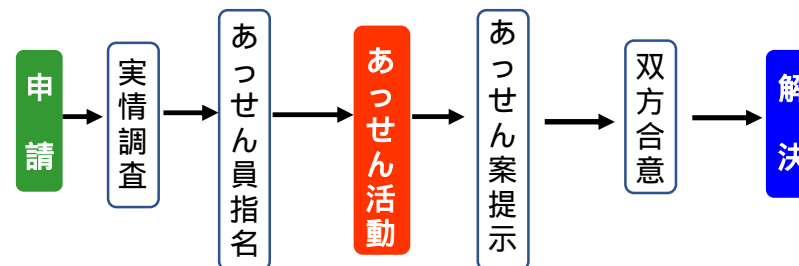
労働者個人と使用者とのトラブル

- 例）・会社が把握していない残業代を請求された
- ・パワハラを理由として慰謝料を請求された

○「あっせん」の方法

公・労・使の三者からなる労働委員があっせん員として間に入り、双方の主張を確かめ、歩み寄りを促して解決に導きます。

【解決までの流れ】



次のようなときは「あっせん」を打切る場合があります。

- ・双方の主張の隔たりが大きく、解決の見込みが立たない場合
- ・あっせん案を提示した際に双方又は一方が拒否する場合

問い合わせ先

～ 事業主の皆様もお気軽にお問い合わせください～
長崎県労働委員会事務局

電話：095-894-3571

E-mail：s23000@pref.nagasaki.lg.jp

